

## 臼杵市創業支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における創業と創業後の成長を促進し、産業振興及び経済の活性化並びに雇用の創出を図るため、創業者に対し、予算の範囲内において臼杵市創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、臼杵市補助金等交付規則（平成17年臼杵市規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第95号。以下この条において「法」という。）第2条第22項に規定する創業をいう。

(2) 創業者 法第2条第23項に規定する創業者（同項第1号から第4号までに掲げる者に該当する者に限る。）をいう。

(3) 中小企業者 中小企業基本法第2条第17項に規定する中小企業者（次に掲げる中小企業者を除く。）をいう。

ア 一つの大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資しているもの

イ 複数の大企業者が当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を所有し、又は出資しているもの

ウ 役員半数以上を大企業者の役員又は従業員が兼務しているもの

(4) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設又は臨時のものその他その設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

(5) 特定創業支援事業 法第2条第25項に規定する特定創業支援事業であって、臼杵市創業支援事業計画に記載されているものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 次のいずれかに該当する創業者であること。

ア 個人事業主として市内に主たる事業所を置き、又は置くことを予定している個人であって、市内に住所を有し、又は有することを予定しているもの

の

イ 市内に本店を置く会社を設立することを予定している個人

ウ 市内に本店を置き、又は市内に本店を移すことを予定している法人

(2) 中小企業者又は中小企業者となることを予定している者であること。

(3) 特定創業支援事業による支援を受けている、又は受ける予定であること。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 創業後に臼杵商工会議所、野津町商工会のいずれかに加盟すること。

(6) 補助金の交付を受けようとする者(法人にあっては、その代表者を含む。)が、過去にこの要綱に基づく補助金又は市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業

イ 他の者が行っていた事業を継承して行う事業

ウ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

エ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

オ その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が、創業又は創業後の事業規模の拡大を行う事業であって、事業活動を行うための新たな事業所の開設(開設場所が市内であるものに限る。)を伴うものとする。この場合において、事業所改修並びに什器備品等の購入及び設置については、原則として、市内に主たる事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主と補助対象者とが契約を締結するものに限るものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助金の額及び補助対象期間は、別表のとおりとする

2 国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合においては、補助対象経費の合計額から、それらの補助金等の額

を差し引いた額を補助対象経費とする。

(指定事業者の申請)

第6条 事業の指定を受けようとする者は、指定事業者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業開始前に市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 創業支援事業経営計画書
- (2) 住民票謄(抄)本又は登記簿謄本(個人の住所又は法人の所在地が確認できるもの)
- (3) 市税完納証明書
- (4) 暴力団関係者でない旨の誓約書(様式第2号)
- (5) 税務署に提出した開業届出書の写し(申請者が創業後の個人である場合に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、指定の決定を行うものとする。

2 市長は、指定の決定をしたときは、指定事業者指定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により指定の決定を受けた事業者(以下「指定事業者」という。)は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は指定事業者の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書及び支払を証する書類の写し
- (2) 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明
- (3) 事業所の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた指定事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第6号)に補助金交付決定通知書の写

しを添えて市長に提出しなければならない。

(計画変更の申請)

第11条 指定事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、指定事業者事業計画等変更申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、指定事業者事業計画等変更承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(現地調査等)

第12条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて現地調査、書類の提出等を求めることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額	補助対象期間	限度額
事業所 賃借料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請日の前後3月以内に契約した事業所の借上げに要する経費（敷金、礼金、駐車場費、共益費等を除く賃貸借契約上の月額賃料）</li> <li>2 光熱水費（事業の用に供するものに限る。）</li> </ol>	補助対象経費の額の分の2分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）	賃貸借契約日と申請日のいずれか遅い日から通算して12月以内	100万円
事業所 開設費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たに開設する事業所の外装及び内装並びに設備に係る工事費用</li> <li>2 什器備品等の購入及び設置に係る費用（事業の用に供するものに限る。）</li> </ol>	補助金の額は、これを切り捨てた額	申請日から通算して12月以内	
法人登記等に 係る経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税（法人の場合に限る。）</li> <li>2 商号登記に係る登録免許税（個人の場合に限る。）</li> <li>3 法人設立及び商号登記に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費</li> </ol>			
販売の 促進に 係る経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広告宣伝費</li> <li>2 パンフレット作製費</li> <li>3 ホームページ製作費</li> </ol>			